

# リ・ボーン

## 男と女・共にめざそう明日のうしく 男女共同参画をめざして

市市民活動課男女共同参画推進室 ☎内線1631

\*「リ・ボーン」という名称は、「再生」という意味があります。「男と女が人間としての尊厳を大切に、共に生まれ変わる力を持つこと」また、「人の心を結びきずなは優しいリボンのようでありたい」との願いが込められています。

### いばらき子育て家庭優待制度について

茨城県では、平成19年10月から、子育て家庭を社会全体で応援するため、「いばらき子育て家庭優待制度」を実施しています。現在、多くの企業や商店街、商工会などのご協力をいただき、約4,700店舗(施設)から協賛をいただいています。また、平成21年11月からは、より一層子育て家庭の利便性の向上を図るため、福島県、栃木県、群馬県でも優待サービスを利用できるよう制度を拡充しました。

この制度は、「いばらき Kids Club」カードを、制度に協賛している店舗などでお買い物などの際に提示すると、料金割引やプレゼントなど、それぞれの店舗などが設定した優待サービスが受けられるというものです。

優待サービス内容など詳しくは、「いばらき Kids Club」ホームページ(携帯電話からも閲覧可能)をご覧ください。



### いばらき子育て家庭優待制度の広域連携について

平成21年11月から福島・栃木・群馬各県との連携がスタートし、茨城県内にお住まいの方も、各県の優待カードを茨城県庁で取得して、それぞれの県の協賛店などで優待サービスを受けることができるようになりました。(例えば、栃木県の優待カードで、栃木県の協賛店舗などで優待サービスを受けることができます)

◎他県のカードの取得方法…県保健福祉部子ども家庭課少子化対策室へ次の書類などを郵送または持参でお申し込みください。(受付時間：平日午前9時～午後5時)

- ①申込書(「いばらき Kids Club」ホームページからダウンロード)、または「市児童福祉課」で取得してください
- ②対象要件が確認できる書類1種類…(例)「母子健康手帳の写し」、または「お子さんの健康保険証の写し」、「住民票の写し」などの対象要件が確認できるもの
- ③80円切手を貼った返信用封筒(郵送の場合)

### いばらき Kids Club カードの利用について

- ◎カードの交付…カードは、「妊娠中の方」や、「18歳未満のお子さん」のいる世帯に1枚お渡ししています。カードの交付は市総合窓口課、再交付については市児童福祉課で行っています。
- ◎カードを受け取ったら…○カードの裏面に、保護者の方のお名前と一番下のお子さんのお名前、生年月日をご記入ください。○妊娠中の方は、ご本人またはお子さんの保護者となる方のお名前を記入してください。(お子さんが誕生したら、そのお子さんのお名前と生年月日をご記入ください)
- ◎カードの有効期限…○カードの有効期限は、一番下のお子さんが18歳になった年度の3月31日までです。  
※有効期限の過ぎたカードはご利用になれませんので市の窓口に戻却してください。○有効期限内に新たにお子さんが生まれた場合、市の窓口で再交付を受けてください。○県内のほか福島県・栃木県・群馬県の3県以外の都道府県に転出する場合は、市の窓口に戻却してください。
- ◎カードの使用に関する注意事項…○カードを他人に譲ったり、貸したりすることは絶対にしないでください。○カードをご利用になるときは、必ず、精算前にご提示ください。

**「いばらき子育て家庭優待制度」は、協賛店舗(施設)のご厚意により運営されています。**

**ルールを守って、楽しく利用しましょう！**

【他県カードに関する申し込み・問い合わせ】県保健福祉部子ども家庭課少子化対策室(〒310-8555水戸市笠原町978-6) ☎029-301-3261E メール [kosodate@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ibaraki.lg.jp) ホームページ <http://www.kids.pref.ibaraki.jp/>